

➤ 看護職員の配置基準

4階病棟では1日に17人以上の看護職員が勤務しています。

- ・ 8時30分～16時30分 看護職員1人当たりの受け持ち数は**4人以内**です。
- ・ 16時30分～0時30分 看護職員1人当たりの受け持ち数は**14人以内**です。
- ・ 0時30分～8時30分 看護職員1人当たりの受け持ち数は**14人以内**です。

➤ 入院時食事療養

当院では、入院時食事療養(I)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については18時以降)、適温で提供しています。

➤ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用推進

厚生労働省の方針に従い、当院でも後発医薬品の使用推進に積極的に取り組んでいます。品質確保・十分安全な情報提供・安定供給等、当院が定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しています。ご理解とご協力をお願いいたします。

➤ 当院は感染防止対策加算Iを取得しています

当院のICTチーム(感染対策チーム)で下記のような活動を行います。

- 手指衛生を遵守します
- 感染予防策および感染経路別予防策を実施します
- 感染症発生時の感染拡大防止に努めます
- 院内感染症のサーベイランスを審査し評価します
- 保健所や医師会、他の医療機関等との連携体制を構築し、地域の感染症対策向上に努めます。
- 抗菌薬の適正使用に努めます
- 医療機器の適切な洗浄、消毒、滅菌を行います
- 針刺し事故等の職業感染防止に努めます
- 職員の感染防止に関する院内教育を実施します

➤ 学生の病院実習へのご協力のお願い

当院では医学生、看護学生等の実地的能力を涵養するため、学生実習を受け入れております。実習は当院職員の指導・監督のもとで行い、学生には厳格な「守秘義務」を課しているため、患者様の情報が外部に漏れることはございません。ご理解とご協力をお願いいたします。

学生の見学などを希望されない方はお申し出ください。協力されない場合でも、医療上何ら不利益を被ることはございません。

➤ 敷地内禁煙

当院では、「健康増進法」の趣旨に基づき、受動喫煙の防止及び健康管理のため禁煙対策に取り組んでおり、**敷地内禁煙**となっております。建物内のみならず、病院玄関、駐車場を含んで禁煙のご協力をお願いしています。

➤ 暴言・暴力・迷惑行為への対応

当院では、暴言・暴力・迷惑行為には病院全体が一丸となって毅然とした対応をいたします。理不尽な要求や暴言・暴力・迷惑行為が発生した際には、**退院や退去**を命ずるあるいは**警察介入**を依頼することがありますので、予めご了承くださいと共に、ご理解とご協力をお願いいたします。

➤ 付き添い看護

当院では、患者様の負担による付き添い看護は行っておりません。

➤ 謝礼のお断りについて

職員へのお心づけは固く辞退します。お気遣いのないようお願いいたします。

➤ 特別個室設備一覧

【有料個室】 403号室 404号室 413号室 414号室 (7,700円)
412号室 (3,300円)

料金(税込) (1日当たり)	テレビ	冷蔵庫 (大)	冷蔵庫 (小)	床頭台	ソファ	洗面台	衣装 ケース	シャワー	トイレ	アロマ ディフューザー
7,700円	●		●	●	●	●	●	●	●	

➤ 駐車場のご利用について

駐車台数に限りがございますため、入院患者様の駐車は固くお断りしております。ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

お見舞い等でご利用の場合は下記のとおりです。

発券から1時間ごとに100円 (発券から30分以内に出庫した場合、無料)

➤ 相談窓口のご案内

当院では患者様、ご家族様に安心して受信・療養生活を送っていただけるよう、看護師、医療ソーシャルワーカー、介護支援専門員、事務職員が様々な相談をお受けします。

【相談内容(例)】

- ・医療費について
- ・介護保険等の福祉制度
- ・病院や施設探し
- ・医療安全に関すること
- ・その他ご不安なこと…

【相談受付】

◇受付時間	8:30～17:15(土・日・祝日・年末年始を除く)
◇場所	医事受付(1F)
◇担当者	専門職
◇電話	0859-33-7111(代表)

➤ 入退院支援担当職員のご案内

当院は、入退院支援加算Ⅰの施設基準を届け出ている医療機関です。各階の病棟で定められた職員が、以下の業務に従事しています。

【業務内容】

- ・退院先・退院時期の調整
- ・退院後の生活をはじめとする療養についての相談
- ・介護サービス等の利用に関する相談

【担当職員】

◇3・7階病棟	野口 衣美(看護師)
◇4・6階病棟	杉川亜沙美(看護師)
◇5・8階病棟	曾良 祐香(看護師)

お気軽にご相談ください

➤ 患者の皆様の権利と義務

患者の皆様は、人としての尊厳を尊重されながら、良質の医療を受ける権利があります。

また同時に、医療は患者と医療提供者が互いの信頼関係に基づいて協働してつくりあげていくものであるため、患者の皆様に主体的に参加していただくことが必要です。

「地域の皆様の生命と健康を守る」ことを使命とする米子医療センターは、このような考え方に基づき、患者の皆様の権利と義務を定めています。

【患者の皆様の権利】

- | | |
|--------------------------------------|------------------------------------|
| 1. 個人の尊厳を尊重され、良質な医療を公平に受ける権利 | 5. 医療費とその公的援助に関する情報を受ける権利 |
| 2. 診療内容や予測される結果について、納得できる十分な説明を受ける権利 | 6. 診療における個人情報の秘密が守られ、プライバシーが保たれる権利 |
| 3. 他の医療者の意見(セカンドオピニオン)を求める権利 | 7. 自己の診療記録の開示を求める権利 |
| 4. 十分な情報を得たうえで自己の自由な意思に基づいて医療を受ける権利 | |

【患者の皆様に守っていただくこと】

- | | |
|---|--|
| 1. 心身の状況とその他の必要事項について、詳しく正確にお伝えください。 | 6. 暴力・暴言・威嚇・器物破損等の行為やセクシャルハラスメント、ストーカー行為があった場合は、診療をお断りします。 |
| 2. 検査や治療の内容を十分理解し、同意の上でお受けください。 | 7. 病院敷地内禁煙となっております。喫煙はご遠慮ください。 |
| 3. 理解・同意できない場合は、その旨をはっきりお伝えください。 | 8. 入院中は、多額の現金や貴重品を持ち込まないようにお願いします。 |
| 4. 患者の皆様の中に於いても、互いの立場やプライバシーを尊重してください。 | 9. 医療費の支払請求を受けたときは、速やかにお支払いください。 |
| 5. 飲酒・大声を発するなど、他の方々に迷惑のかかる行為があった場合は、状況により診療をお断りします。 | 10. 病院の規則はお守りください。 |

【こどもの患者さんの権利】

病気を治すために、あなたとあなたの家族や医師、看護師たちが、力をあわせていくことが大切です。この「こどもの患者さんの権利」は、あなたが病気を治していくにあたり、あなたのもつ権利をわかりやすく示したものです。

- | | |
|--|---|
| 1. あなたは、ひとりの人間として大切にされます。 | 5. あなたは、知られたいくないことがあれば、家族や病院の人に伝えることで、秘密にすることができます。 |
| 2. あなたは、あなたにとって一番よいと考えられる治療を受けることができます。 | 6. あなたは、入院しているとき、できる限り家族とすごすことができます。 |
| 3. あなたは、病気のことや病気を治していく方法について、わからないことや不安なことがあるときは、いつでも病院の人に聞いて、何度でもわかりやすく教えてもらうことができます。 | 7. あなたは、入院しているときでも、学んだり、遊んだりすることができます。 |
| 4. あなたは、十分に説明してもらったうえで、自分の考えや気持ちを家族や病院の人に伝えることができます。 | |

